

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

蛍光灯からLEDへ 交換を迫る業者と製品の事故に注意

【事例】

今年中に蛍光灯が使えなくなるのでLED照明に交換した方がいいという電話があった。本当に蛍光灯が使えなくなってしまうのか教えてほしい。

水俣条約締約国会議の決定を受け、水銀が使用されている蛍光灯は、2027年末までに製造及び輸出入が段階的に廃止されます。

このことを背景に消費者の不安をあまり、LED照明への切替えを迫られた、といった相談が寄せられています。

蛍光灯の製造・輸入が廃止となっても、2027年末までに製造・輸入された蛍光灯は、在庫がある限り流通します。また、既存の蛍光灯は2028年以降も使用することができます。とはいえ、蛍光灯の流通はいずれなくなりますので、今お使いの蛍光灯は計画的にLED照明に切替えるようにしましょう。

なお、購入したLED照明がご自宅の電源プラグと合わなかったり、取付け方法を誤って感電や発火等の事故を招くおそれがあります。ご自身でLED照明を取付けようとする際は、予め専門家のアドバイスを聞く等、安全確認をしてから実施するようにしましょう。

【消費者へのアドバイス】

1. 蛍光灯の製造等の廃止を理由に、電話や訪問でLED交換や無料点検を持ちかけられても、安易に応じないようにしましょう。
2. 点検を受けてもその場では契約はせず、十分に比較・検討しましょう。
3. LED照明の交換はご自身でできるものと専門業者による工事が必要なものがあります。
4. LED照明への交換について不明なことがあれば家電量販店や電気工事店等の専門業者に問合せましょう。事前に照明器具全体や型式の分かる写真を撮っておくと問合せがスムーズに進みます。

お困りの時は、北本市消費生活センターにご相談ください。

☎048-511-8800「月～金曜日(祝日・年末年始除く)10:00から12:00／13:00から16:00」

※土・日・祝日は局番なしの☎188へ(年末年始除く)